

仕 様 書

本仕様書は、茨城県立中央病院（以下「甲」という。）が委託する救急センター及び緩和ケア病棟（P C U）遺体処置業務について、衛生的かつ安全な病院環境の整備及び効率的な病院運営を目的としてその仕様を定めるものであり、受注者（以下「乙」という。）は誠実に業務を実施するものとする。

1 委託業務名

救急センター及び緩和ケア病棟（P C U）遺体処置業務委託

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務の概要

(1) 遺体の受け取り

甲が診療した患者の遺体（以下「遺体」という。）について、甲の病院業務を行うにあたり発生した遺体の清拭・整容等処置（以下「遺体処置」という。）を行う。甲は、遺体の親族等に、乙が処置を行うことと、それに係る時間や費用を説明する。承諾を得た後、甲から乙に遺体発生との連絡を行い、概ね1時間以内に甲の指定した場所に到着し、また、概ね1時間以内で処置を行う。ただし、緩和ケア病棟（P C U）の処置時間に関してはその限りではない。処置内容については別添「処置手順」を参照のこと。

なお、遺体は、広範囲の欠損や医療機器・器具の使用等がなく、通常の処置手順で実施できる場合に限り、特殊な医療的処置が必要とされる場合は除く。

(2) 処置の服装は次の通りとし、その用意は乙が手配するものとする。

（長袖ガウン、メガネ、手袋、消毒液）

(3) 遺体処置

乙は、甲が依頼した遺体について、当院が指定した処置室（下記処置室参照）で遺体を受け取り、処置をはじめ、処置終了後、甲に引き渡すこと。

ア 処置室

霊安室その他病院が指定する場所

イ 処置内容

処置手順(添付1参照)

(4) 遺体の引渡し

ア 遺体の自家用車による移送

甲は、遺体を親族等が自家用車による移送を希望した場合、乙が甲に遺体を引き渡すとともに、甲と乙が協力して親族等の自家用等への遺体移動の手伝いを行う。

イ 遺体の葬儀業者による移送

甲は、遺体の親族等が葬儀業者で乙以外の業者による移送を希望した場合、乙が甲に遺体を引き渡し、甲が乙以外の業者の移送車内への移送を行う。遺体の親族等が乙による遺体の移送を希望した場合、甲と乙は協力して、乙の移送車内への移送を行う。

(5) 処置の対応

原則として、365日、24時間の対応とする。

(6) 検査

処置を行った遺体については、遺体の尊厳を損なうことのないように自主検査を行ったうえで処置修了の報告をすること。

処置は、甲の職員の確認（清潔・整容等）を受けることとする。

(7) 病毒感染防止等

乙は、次の遺体の処置は行わないものとする。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの。（汚染されているおそれのあるものを含む。）
- ・ 診療用放射性同位元素により汚染されているもの。

4 費用の請求

(1) 乙は、検査が完了し、甲が受領したものについて、1か月分を取りまとめ、甲へ請求書をもって請求するものとする。

(2) 消費税は前項の請求書に加算し、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 費用負担

当該業務に関する費用は、当院の施設備品を除き、乙の負担とする。

6 個人情報の保護及び機密の保持

(1) 個人情報

個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2) 業務に関して知ることのできた個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

7 その他

- (1) 業務に専念し、業務に必要な場所に立ち入らないこと。業務にあたる際は、診療の妨げにならないよう十分に注意し、適宜、甲の指示に従うこと。
- (2) 常に傷病事故、火災その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。
- (3) 甲の施設内において、事故や建物・設備の損傷を発見したときは、直ちに甲に報告すること。
- (4) 業務の実施に際し、甲の施設内において建物、設備、備品等を破損させたときは、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 乙は、本契約終了後に乙以外のものが業務を受託することが明らかになった場合は、甲の求めに応じて、新しい受注者が業務を速やかに適正かつ円滑に実施することができるよう十分な配慮のもとに引継ぎを行うこと。
- (6) 仕様書に記載のない事項について疑義が発生した場合には、その都度甲乙協議のうえ、対応を決定すること。
- (7) 感染対策に関しては、甲のルールに準じた対応を取ること。